

取扱区分：「公開」

令和2年第5回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年5月11日（月）10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

# 令和2年第5回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年5月11日(月) 午前10時00分～午前10時23分

2 場所 周南市役所 2階 シビック交流センター 交流室1

### 3 会議に付した議案

|        |                        |     |
|--------|------------------------|-----|
| 議案第14号 | 農地法第3条の規定による許可申請について   | 2件  |
| 議案第15号 | 農地法第4条の規定による許可申請について   | 2件  |
| 議案第16号 | 農地法第5条の規定による許可申請について   | 10件 |
| 議案第17号 | 農地法第4条の規定による許可申請について   | 1件  |
| 報告第12号 | 農地法第4条の規定による農地転用届出について | 1件  |
| 報告第13号 | 農地法第5条の規定による農地転用届出について | 7件  |
| 報告第14号 | 非農地証明について              | 5件  |
| 報告第15号 | 農地所有適格法人報告書の提出について     | 6件  |

### 4 出席委員

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 第2番 林 俊一君           | 第3番 松田孝行君  |
| 第4番 藤原典子君           | 第5番 岩田実君   |
| 第6番 弘中壽君            | 第7番 山崎光夫君  |
| 第8番 徳本勉君            | 第9番 秋貞啓子君  |
| 第11番 高橋恵君           | 第12番 藤井孝君  |
| 第13番 原田雅之君          | 第14番 歳光時正君 |
| 第15番 田中榮作君(会長職務代理者) |            |
| 第16番 笠井保雄君(会長)      |            |

5 欠席委員

第1番 竹 安 昌 巳 君

第10番 佐 伯 伴 章 君

6 事務局職員

局 長 久 野 哲 郎

次 長 原 田 省 二

次長補佐 時 重 智 一

書 記 重 岡 のぞみ

事務局長

皆さん、おはようございます。

まず、議案の追加ですが、既にお配りしておりますとおり「議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について」を1件追加させていただいております。大変申し訳ございません。

次に、定足数ですが、本日の出席委員は16名中14名で、会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番 竹安委員・第10番 佐伯委員の2名でございまして、会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（笠井会長）

皆さん、おはようございます。

議事の進行につきましては、なるべく短時間で進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、令和2年第5回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第9番、秋貞委員、第14番、歳光委員のご両名をお願いいたします。

次に、議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第14号ですが、先ほどの事務局長の説明どおり、事務局の説明は省略します。

1番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番 弘中 壽委員

譲受人は譲渡人の農地から500メートル以内に居住しており、経営規模拡大するために取得しようとするものである。

主たる経営耕地は周南市湯野峠に多く所有している。

求めようとする農地は、水利及び作道の状況も良好であり、総じて耕作条件は良い、よって申請は妥当である。

議 長（笠井会長）

議案第14号1番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第3番

松田 孝行委員

この土地については、耕作も利用権設定をしており40年ぐらい耕作されており、今回所有者が売りたいとの事で、耕作している人が買って田を作ろうと話し合い、4月23日に本人と耕作者本人と話をし買う意思があるか確認をし売渡人にも意思確認をした。

耕作についても、息子さんが受け継いでいる事から問題はないと考えられます。

以上です。

議 長（笠井会長）

議案第14号2番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、議案第15号1番につきまして、地区担当委員からの現

地調査及び補足説明をお願いします。

第14番

歳光 時正委員

番号1について、事務局2名及び私で現地調査を行い、本人とはその後会って話をお聞きしました。

本件については、自宅に入る進入路を拡幅しようとするもので、令和1年12月10日付けで農業振興計画の変更が内定された農地です。

今回その内定通知を受け取り、農地転用許可と勘違いし、進入路を作り始めましたが農業委員の指摘により、作業を中止し今回の転用許可申請になりました。

今回始末書等が出され、今後農地法を守り遵守する等を出されております。

現地は、現進入路と農地361平方メートルに挟まれた所であり、調査項目に従い調査を行いました。被害的なものもなく問題もないと思います。

よろしくお願ひし報告を終わります。

議長（笠井会長）

議案第15号1番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番 弘中 壽委員

当該農地にはすでに桜樹が植栽されており、明らかに農地法違反である。

転用申請人の釈明によると当初は枝切花として花市場出荷も考え

て植栽したとのことであるが、現状は明らかに鑑賞樹木である。  
よって新たに申請するに当たっては先の事前着手を始末書をもって、以後の転用は法を遵守することを誓約している。  
よって慎重な審議を要するものと考えられる。

議 長（笠井会長）

議案第15号2番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、議案第16号1番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第14番

歳光 時正委員

番号1について、事務局2名と私で現地調査を行い貸付人と話をしました。

現地は今まで河川改修工事用に業者に貸しておりましたが、今回その工事が終わり、次に周南市道路課の河川工事による改修が引き続き行われる為の現地事務所、トイレ、資材置き場等一時転用であります。

前回同様公共工事に供する為のものであり問題ないと思いますので、よろしくお願ひし報告を終わります。

議 長（笠井会長）

議案第16号1番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番および3番につきましては、関連する事業であることから、一括して審議いたします。

また、この議案は、藤井委員が関係されておりますので、一旦ご退席をお願いいたします。

【藤井委員 退席】

それでは、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第15番

田中 榮作職務代理

去る4月27日、当事者と事務局及び私とで現地にて確認をいたしました。

2番・3番と関連がございますので、一括して申し上げます。

まずは、自己用住宅を建てるということで、建てるに対して大型車両が入る道路がありませんので、道路を作るために3番は仮設道路で貸すということです。

一番問題となることは、汚水排水の問題ですが公共下水道が整備されておりますので、問題ないと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（笠井会長）

議案第16号2番および3番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより一括で採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番および3番は許可と決定いたします。

【藤井委員 着席】

次に、4番につきまして、地区担当委員が欠席のため、事務局からの現地調査及び補足説明をお願いします。



第1番

竹安 昌巳委員

(事務局代読)

竹安委員より現地調査報告書を頂いておりますので、代読させていただきます。

議案第16号4番について、現地確認と意思確認を行いましたので報告いたします。

申請地の位置及び申請の内容については、事前配布資料の通りです。

本申請は、太陽光発電事業を行う用地取得にかかる権利移動許可申請になります。

4月23日に事務局と現地確認を行いました。

現状は、湿田で多少草がありました。

譲渡人とは4月24日に立会し、申請書と関係書類により意思確認をしました。

昨年まで利用権利設定により耕作を依頼していたが、耕作困難な状況にもあり契約を解除したが、高齢で耕作や維持管理も困難な折、太陽光発電の商談があり譲渡すとのことでした。

次に譲受人は遠方であり4月24日に電話で意思確認を行いました。

太陽光発電工事を行う仲介業者よりの紹介により、今回の申請地が発電事業に適している事から譲り受けることとしたとの事でした。

隣接する農地は休耕田で、影響もないと思われます。

ご審議のほど、お願いします。

議 長 (笠井会長)

議案第16号4番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

次に、5番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第13番

原田 雅之委員

議案第16号5番について補足説明いたします。

去る4月27日に現地確認、コロナウイルスの関係もあって4月30日に譲受人代理人と電話にて、5月9日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は軽トラがようやく通る狭い道に面し出入り口も狭く、農業機械の出入りが非常に難しい所で現状草が生茂っておりました。

譲渡人の話ではご主人が亡くなり、ここ数年耕作しておらず草刈も出来ないことから、この度、譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり、山口県内で土地を探していたところ、日当たりのよい申請地が適地と判断したとのことでした。

施工にあたり、近所の生活道路となっている隣接した道に駐車が出来ないことから、他に資材置き場等を確保したうえで軽トラにてピストン輸送して施工するとのことでした。

また施工後の管理は防犯を兼ねて遠隔カメラにて監視し、随時草刈りを業者に委託するとのことでした。

周囲は、住宅・道路・耕作地で隣り合う農地との境は高い石垣で影響もなく、事業計画書・平面図・被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（笠井会長）

議案第16号5番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

次に、6番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第13番

原田 雅之委員

議案第16号6番について補足説明いたします。

去る4月27日に現地確認、コロナウイルスの関係もあって4月30日に譲受人代理人と電話にて、5月9日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は、現状草が刈られていました。

譲渡人の話では約40年耕作しておらず近所の迷惑にならないように草刈をしていたものの、高齢にもなり管理がだんだん難しくなってきた、農業後継者もない為にこの譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり山口県内で土地を探していたところ、日当たりのよい申請地が適地と判断したとのことでした。

施工にあたり、パネル設置個所が民家に近いことから、事業主側から事前に説明をしておくように伝えておきました。

また施工後の管理は防犯を兼ねて遠隔カメラにて監視し、随時草刈りを業者に委託するとのことでした。

周囲は住宅・道路・畑で譲渡人が事前に話をし、了解を得ているとのことでした。

事業計画書・平面図・被害防除計画書に添って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(笠井会長)

議案第16号6番につきましては、事前にご意見、ご質問はご

ございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

次に、7番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第5番 岩田 実委員

議案第16号7番について補足説明します。

本申請は太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田、一筆2,604平方メートルです。

4月30日に事務局2名と共に現地確認をしました。

数年前から耕作されておらず雑草が生えて、周辺農地に迷惑をかけている状況でした。

5月7日譲受人である太陽光発電業者と5月10日には譲渡人と電話にて意思確認をしました。

説明は以上です。

議 長 (笠井会長)

議案第16号7番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

次に、8番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番 弘中 壽委員

当該申請農地は太陽光発電施設用地として、転用申請するもの

で譲渡人、譲受人双方の合意によるものである。

申請用地を取り巻く農耕地への水利、作道等への悪影響はないと認められます。

よって申請は妥当と考えられる。

議長（笠井会長）

議案第16号8番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、8番は許可と決定いたします。

次に、9番および10番につきましては、関連する事業であることから、一括して審議いたします。

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第13番

原田 雅之委員

議案第16号9番・10番について補足説明いたします。

去る、4月27日に現地確認、コロナウイルスの関係もあって5月7日に譲受人と電話にて、5月9日に両譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は現在休耕しており、道路に面した部分は草が刈られておりその他は防草シートが張られておりました。譲渡人によると申請地は狭小で十数年前から休耕しており高齢にもなって管理に困っていたところ、譲渡人の農地の売却の話があってその進入路として譲受人の申し出に応じるとのことでした。

譲渡人は高齢で数年前から耕作できておらず、次第に維持管理が困難になったため譲受人の申し出に応じるとのことでした。

譲受人は同市内で自動車修理販売の事業者で、当地区での営業活動を行うにあたり、一時的に車両を保管する場所として利用したいとのことでした。

申請地での整備は行わないので、周辺に影響を与えることはないとのことでした。

周囲は、人道・車道・事業用建物で周辺農地への影響もなく、事業計画書・平面図・被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（笠井会長）

議案第16号9番および10番につきましては、事前にご意見ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、9番および10番は許可と決定いたします。

次に、追加議案第17号1番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第14番

歳光 時正委員

番号1について、5月2日に現地調査を行いました。

この案件については、本年3月10日の委員会において農業振興地域整備計画の変更申請がなされ、除外許可の内定済みが出ている農地であり、今後、桜・紅葉・コブシ等植樹をしようとするものです。

一部2017年から2018年にかけて無断転用を行い、植樹をしており同じく3月10日の委員会において始末書の報告をしている所です。

改めて現地を見に行きましたが事業計画等、調査項目に従い行いましたが、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします、報告を終わります。

議 長（笠井会長）

議案第17号1番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして報告事項ですが、これも先ほど事務局長からの説明どおり省略します。

これで、本日の議案の審議は全て終了しましたので、令和2年第5回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（10時24分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年5月11日

周南市農業委員会

会 長 笠 井 保 雄

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 歳 光 時 正